

## 令和5年度 看護職員負担軽減計画

## 1. 役割分担の具体的内容

項目	対応方針	具体的な取り組み
①業務量の調整	・時間外労働が発生しないよう業務量の調整を行う。	・勤務状況の把握（ICカード）を行い、必要に応じて改善を図る。
②看護職員と他職種との業務分担	・薬剤師との業務分担	・薬剤師による服薬指導の実施と持参薬や常用薬についても把握に努める。
	・臨床工学士との業務分担	・医療機器の管理について業務分担を実施する。（人工呼吸器・輸液セット・手術時・医療ガスの設定など）
	・クラーク（病棟及び外来）との業務分担	・書類等の整理、事務的な部分の業務分担を進める。
③看護補助者の配置	・主として事務的業務を行う看護補助者の配置	
	・看護補助者との業務分担	・リハビリ実施の際のリハビリテーション科への送迎（リハ科スタッフも協力する）
	・看護補助者の夜間配置	・業務状況の把握を行い、必要に応じて導入を検討する。

## 2. 看護職員の勤務負担の軽減

項目	対応方針	具体的な取り組み
①育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用の	・制度上採用可能な人員については募集を行っていく。	・当該制度の活用に向け、制度の周知と状況の把握に努め、検討を進める。
②多様な勤務形態の導入	・可能な勤務箇所においては、非常勤職員の制度により導入している。	・引き続き勤務状況の把握を行い、多様なニーズに対応すべく細かな勤務形態の導入等必要に応じて改善を図る。
	・院内保育所の設置	・従来より設置されている院内保育所を引き続き運営していく。
	・夜勤の免除制度	・労働法規及び就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。
	・休日勤務の制限制度	・労働法規及び就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。
	・半日・時間単位休暇制度	・就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。
③妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	・所定労働時間の短縮	・就業規則に定めるところであり、利用状況の把握を行い、利用しやすい制度を目指し検討していく。
	・月の夜勤回数の上限設定	・妊娠婦に係る上記の軽減のほか、夜勤が月8回までとなるよう努めていく。
④夜勤負担の軽減		